

個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト
第40回 ELSI委員会
議事録

1. 日時 平成24年6月26日(火) 15:30~17:30
2. 場所 文部科学省東館17F1会議室
3. 出席者
(委員) 丸山委員長、北澤委員、栗山委員、羽田委員、光石委員、森崎委員
(事務局) 一般財団法人 日本公衆衛生協会
(オブザーバー) 隅蔵氏、文部科学省、プロジェクト事務局

【丸山委員長】 では、ただいまより個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト第40回ELSI委員会、本年度の第3回委員会を開会いたします。

本日も、ご多忙のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、増井委員と上村委員がご欠席ということでございます。

早速ですが、事務局から配付資料の確認をお願いしたいと思います。

【事務局】 先生、その前に、隅蔵先生の件を。

【丸山委員長】 そうですね。

【事務局】 隅蔵委員は、事情がありまして、この回からオブザーバーとして参加いただくことになりました。

先生、一言お願いいたします。

【隅蔵総括主任研究官】 お世話になっております。6月1日付で文部科学省の科学技術政策研究所の第二研究グループの総括主任研究官になりまして、2年間は大学よりこちらのほうがメインになります。

【隅蔵総括主任研究官】 文部科学省の内部者となりましたので、本プロジェクトのELSIを語るにはちょっとまずいということで、オブザーバーとして引き続き参加させていただきます。

ちなみに、科学技術政策研究所の本部はこの16階にあるのですが、サテライトオフィスが政策研究大学院大学の中にありまして、私はそのサテライトオフィス勤務ということで同じ建物の中に通っています。そんなことで、文部科学省として、今後、報告書なども引き続き担

当させていただくこととなります。よろしくお願いいたします。

【丸山委員長】 よろしくお願いたします。組織上、ご所属が変更になったということで、委員という形はとれないのですが、内容的にはこれまでどおり、報告書などのご執筆もよろしくお願いたします。

【隅蔵総括主任研究官】 これまでどおり勝手なことばかり発言してしまうかもしれませんが……。

【丸山委員長】 いや、自由に。きょうはご欠席の田村アドバイザーもいらっしゃいますし、委員でなくても遠慮なくご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【隅蔵総括主任研究官】 それから、それとは別の話ですが、きょうは1時間ぐらいで退席させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

【丸山委員長】 わかりました。

では、次に資料の確認のほうをお願いいたします。

【事務局】 了解いたしました。

お手元のほうに、出席者名簿、それから、議事次第としまして、議事と資料リスト、資料1ということで、第38回の議事録を配付させていただいております。それから、その下に机上配付資料リストがございますが、それに沿ってお話ししますと、机上配付資料1としまして前回第39回E L S I委員会の議事録(案)、机上配付資料2としまして「一般的同意のあり方について(案)」、机上配付資料3としまして将来計画検討ワーキンググループ成果報告書(案)、机上配付資料4としましてOECDのガイドライン、机上配付資料5としまして「E L S I委員会成果とりまとめについて」をそれぞれそろえております。あわせて、文科省さんのほうから、本日からご議論いただきます、「バイオバンクジャパンの運営主体の変更等における検体などの取扱について(案)」という資料をご提供いただいております。

配付資料は以上でございます。過不足ございませんでしょうか。

【丸山委員長】 よろしいでしょうか。では、いつもどおり、不足がもしあれば、その際にお申し出いただければと思います。

では、次に、本来は議事録確認をするのですが、議事録は少し後ろへ回して、鈴木企画官のご都合もあって、議題(3)のプロジェクト終了後のバイオバンクの取り扱いについてを先に取り上げさせていただこうと思います。

これまで本委員会では、包括同意あるいは一般的同意の問題を議論してまいりました。きょうは前回までの議論を踏まえた取りまとめの案をご説明いたしますが、それと並んでもう1つ、

本年度の課題としまして、プロジェクト終了後のバイオバンクの取り扱いについてがござい
ます。その議事に入っていきたいと思います。資料としましては机上配付資料で将来計画検討ワ
ーキンググループの成果報告書（案）とOECDガイドラインが用意されているのですが、そ
れとともに、先ほど紹介ありました1枚物の「バイオバンクジャパンの運営主体の変更等にお
ける検体などの取扱について（案）」が文科省のほうから用意されておりますので、これにつ
いて鈴木さんにご説明いただければと思います。

【文部科学省】 すみません、ご説明させていただきます。

この案件につきまして、少し経緯を申し上げさせていただきますと、オーダーメイド医療実
現化プロジェクト自体は、第2期の、しかも今年度は最終年度ということで、今、ちょうど最
終評価が行われている最中でございます。実は、この案件につきましては、第1期が終わった
ときの報告書の中でも今後、事業が終わった後のバイオバンクの取り扱いについて一度検討し
たほうがいいのかという指摘がなされ、第1期の最終評価のときの宿題事項にもなっ
ていたものでございます。その後、何も進展はなかったところでございますが、昨年度行われ
ました、机上配付資料3の「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト 将来計画検討
ワーキンググループ報告書（案）」の中で、やはり今後のバイオバンク・ジャパン、いわゆるプ
ロジェクトが終了した後の取り扱い等について検討したほうが良いと。それのもとになってい
るものが実は机上配付資料4のOECDのガイドラインです。ガイドラインの15ページにあ
るのですが、HBGRD (Human Biobanks and Genetic Research Databases)、「ヒトのバイオ
バンクおよび遺伝学研究用データベース」の略だそうです、その中止及び試料とデータの
処分、OECDのほうでもこういったことを、きちんとした手続で処分するのなら処分する
ということを考えるべきであると言われております。したがって、これらのことをふまえ、
昨年度の運営委員会、このプロジェクトの全体の運営委員会の中で、プログラム実施者であり
ますプログラムリーダーの久保先生よりELSI委員会のほうにこの件について検討をしてほ
しいという提案があり、運営委員長の了承のうえ、この問題がELSI委員会へ付託されて、
今回検討していただくということになりました。

私どもがつくりました1枚ペーパー、前のほうには書いてあるのですが、少なくともバイオ
バンク・ジャパン、いわゆるオーダーメイド医療実現化プロジェクトが5年をワンチームとす
る文部科学省の補助事業のもと行われているということがございますので、言ってしまうと
この事業が半永久的に続くという保証は実はどこにもないということになります。ただ一方で、
これまでバンクに提供していただきました試料、検体、それから臨床データ等々につきまして

は、我が国において非常に有益な財産であるということは、関係者の皆様方、どの方も認識しているところでございます。そういった中で、プロジェクトがなくなるのだけれども、そのプロジェクトがなくなった後、この検体等についてどのようにしたらいいのかを一度議論していただき、そのときに必要な手続、それは、お金とか実施主体というよりも、どちらかといいますと、提供していただいた方々への説明も含めて、どういう手続をとるべきなのかといったところを少し整理していただきたいということが、今回のお願いでございます。

目的に書いてありますとおり、このプロジェクトにつきましては、リーディングプロジェクトとして運営しているところでございます。ただ、バンクの検体収集に当たりましては、ここに書いてありますとおり、検体提供協力者——いわゆる患者さんに対して目的を事前に説明し、同意書に同意のサインを得た上で収集しているということでございます。この同意に当たりましては、文科省で当プロジェクトを実施していること、それから、検体の保管場所は東京医科研であるということ、そういったことを前提に同意を得ているということがございますので、これだけではないと思いますが、私どももまだ精査できてないのですけれども、こういった観点から同意を受けたということを踏まえて、一たんこのプロジェクト自体がなくなってしまったときに何をすべきなのかということについての整理をしていただきたい。

前提でございますが、2の(1)であります、このプロジェクトは文部科学省の予算で行っておりますので、文部科学省のリーディングプロジェクトとして実施しているということ。それから、文科省が維持費用を予算措置しているということ。これにつきましては、一応、オーダーメイド医療実現化プロジェクトについては、すみません、ちょっと話が戻るかもしれませんが、バイオバンクのものと、それから理化学研究所が行っておりますバンクの検体を利用したいいわゆるゲノム解析の部分と2つありますが、今回についてはバンクの部分に少し問題を絞ってみたいと思っています。このバンクの維持につきましては文科省が維持費を予算措置しているということ、それから場所については東京大学医科学研究所内に保管していること、これら3つが一つ大きな論点になろうかと思えます。ほかにも細かいところはあるかもしれませんが、そこはちょっと私のほうも見つられていないので、この委員会のほうでご検討いただければと思います。

想定される状況でございますが、いわゆるプロジェクトが中止ということになりますので、大きく分けると2つ考えられる。これは文科省側の試案ですので、これにとらわれず先生方のほうでご議論していただきたいと思いますが、1つは、中止に伴ってバンク自体をやめてしまうということが、可能性としてはゼロではないだろうと。では、このときに提供者に対する

何かしらの説明というのは必要なのかということが、一つ問題になるのではないかと考えております。

それから、プロジェクトは中止するのだけれども、実施主体、運営主体、お金も含めて運営主体が別になる、そこがこれらの検体を引き継いで運営するというような算段ができた場合。その場合は少なくとも、お金の出どころ、それから運営主体が変わってくるということがありますので、そういった中で手続的には何をすべきなのか。特に、患者さんに対してどういうことをすべきなのか。

もう1つは、これはあり得るかどうかわかりませんが、運営主体は変わるのだけれども、名称はそのまま使うというようなことがあるのではないかと。つまり、バイオバンク・ジャパンが、一般名称化といいますか、わりと広がっているというところがございますので、まるで新しい事業の名称というよりも、名称だけは引き継がせてほしいというようなことがあるかもしれない。そういったときにはどうするのかと考えております。

それを少し整理したものが下の参考でして、2×2の表をつくっていますが、例えば、保管場所が現状のまま、プロジェクトの名称が変更ないというのであれば、運営主体だけ変わる、お金の出どころだけが変化するということになります。それから、別に移るということになりますと、言ってしまうと東京大学からどこかの大学に持っていった場合ということが考えられると思います。それから、プロジェクトの名称まで変更される。保管場所はそのまま、プロジェクトの名称が変わる。いわゆる会社の名前が変わるといった、場所はそのままで運営していくような形だと思います。最後は、右下になりますが、プロジェクトの名称の変更もあり、場所も移る。これは、どちらかといいますと、どこかのバンク、大きなバンクに吸収合併されるのか、そういったところも想定されるのではないかと。これは我々のほうで少しディスカッションしたときの頭の中の整理でございますが、いろんなパターンがあるとは思いますが、それぞれどういったことを懸念しなければならないのかについてご議論していただければと思います。

以上でございます。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

では、今の鈴木企画官のご説明について、質問等ありましたらお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【羽田委員】 すみません、中身はほとんど知らないのですが、今、バイオバンクと言われるスペースにさらにサンプルその他を入れる余地がどの程度残っているでしょう。

【プロジェクト事務局】 DNAのほうは、チューブで100万本入るキャパシティーがもともとありまして、30万人分のうち20万人集めたということで、3分の2は埋まっております。

実は、DNA研究は一生懸命行ったものですから空のチューブがかなりあって、今、システム上、廃棄ができないことになっていまして、システムの変更を加えれば、空になっているチューブを廃棄することで半分は余裕が出る形になります。100万本のうち50万本あけられる、スペース、キャパシティーです。

血清のほうは約3分の2は埋まっている状況になっていまして、血清はあまり利用者がいなくて、配布はしているのですけれども、それほど空きのスペースはない状況で、第2期の最終年度で6万人分の血清が集まりますので、そうすると3分の2以上集まることになって、保守メンテの関係もあって、移してタンクをオーバーホールする必要があります。全部で38台ありますが、常時6台ぐらいは空けておかないといけない。ですので、保守メンテ用に6台ぐらいは空の状態にしておかなければいけないものですから、そろそろ血清のほうは余裕がなくなっている状況です。

【羽田委員】 今のバンクの運営システムは、最新のものと比べてどの程度のシステムなのかということは、判断できるものなのでしょうか。

【プロジェクト事務局】 システム……。

【羽田委員】 システムというか、今のバイオバンクはこんなに高度化しているという状況なのか、それとも、今のものでも十分、変更しなくても使っていけるのか。検体の取り出しなど、そういった意味で。

【プロジェクト事務局】 ロボットは寿命が来ていまして、更新は必要かなと。ヤマハ製のロボットですけれども、もう製造が終わっていまして、部品も2年ぐらいの供給しかないということで……。

【羽田委員】 では、その更新の費用はまた別に要するということですね。

【プロジェクト事務局】 そうですね。それから血清のほうも、10年間ほとんど何もしていません。血清倉庫のほう、液体窒素を配管で全部のタンクにつないでいます。配管は二重になっているのですが、その間の真空状態がかなり落ちていまして、元の真空状態にするとなると、全面的な設備のメンテナンスを、この10年、何もしていなかったものですから、そこはかなりかかりそうです。

【羽田委員】 それから、他のバイオバンクとの連携について、ナショナルセンターのバイ

オバンクは今いろいろやっているし、東北メガバンクのバイオバンクは岩手県ですか、そういったところとの連携を進めていますが、サンプルを1カ所に置いておくのか、別々に置いておいたほうがいいのかとかいうことも含めて、どういう展望なのかを聞きたい。

【文部科学省】 今のところ、このプロジェクトが第3期まで続くかどうかはわかってない、まだ判定してないので、そこについては白紙になっています。ただ、東北メディカル・メガバンクの検討会、運営のための検討会が文部科学省にありまして、その提言書の中には、既存の患者バンクとの連携は重要であるということが入っているところでございます。

【丸山委員長】 よろしいですか。

【羽田委員】 はい、ありがとうございます。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

ほかに、ご質問等。森崎委員、お願いします。

【森崎委員】 確認をお願いしたいのですが、BBJのうちバンク部分ということで、今回、幾つかの可能性を、提案というよりは、そのたたき台、出発点を示されたと思います。試料と情報、試料というのは、今、実際に具体的なことを説明された遺伝子DNAと血清に相当すると思いますが、情報については、先ほどの話ですと、要するに解析をした遺伝子情報は別という考え方だと理解していますけれども、この10年の間に毎年蓄積した臨床情報というのは当然含まれると理解していますが、例えば、最後に予後情報として得られた情報も全部含めた情報という理解でよろしいですか。

【文部科学省】 検体に1対1で附属している情報というように考えております。解析した情報はどうかと少し中でも話したのですけれども、そうしますと、解析が理研のほうに移ってしまいますので、知財の関係ですとか、その辺が少し複雑になるのかなということがありましたので、今回は、バンクとして保存されている検体とそれに附属する情報に特化したほうがわかりやすいのではないかとあって、このような提案をさせていただきました。

【森崎委員】 もう1点は、運営主体の変更、中止や廃止を考えない場合の維持方法あるいは継続方法というのは大きく言うと2つあると思うのです。何らかの形でこの事業での協力者との関係が維持できるかどうかわかりませんが、10年間、中には5年目に開始された情報もあるわけですので、例えばそういったものについての追加情報が今後ある場合と、10年目で、2期で、情報として、試料としてそれをどこかに移行するというだけで、動きがないものとして維持する場合と、その2つが考えられると思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。あるいは、後者については、何らかの形で3期があればの想定であり、そ

うでない限りは、どこかに移管するとか、そういうことはまずないと考えられるのかもしれませんが、その両者を含んだ考え方と理解してよろしいですか。

【文部科学省】 はい、両方のケースがあり得ると思っております。ほんとうにこれで終わってしまっただけで保管しておくそのまま保存しておくというやり方と、それから、事業主体をどこかにお願いして移行し、その後の追跡調査も含めてもう少し充実させるというやり方もあると思うのです。将来どうなるかは、近未来も含めた将来的な課題として考えておりますので、そこはいろいろなパターンで考えていただければと思っております。

【丸山委員長】 ほかに。

では、次に、久保先生の将来計画検討ワーキンググループのほうでどういう取りまとめがなされたか、見ていきたいと思えます。机上配付資料3をごらんいただければと思えます。今議論しておりますところに該当する部分は、9ページ、10ページというところだろうと思えます。的外れとのことであればまたご指摘いただきたいのですが、9ページのところで3-1-(4)、プロジェクト終了時のバイオバンクの取り扱いとあります。

作業部会において、バイオバンク・ジャパンに蓄積された試料は、本プロジェクトが“最終的に”終了した後、広く活用できるようにするための取り扱いを検討するよう指摘されている。また、「OECD ヒトのバイオバンクおよび遺伝学研究用データベースに関するOECDガイドライン」においても同様の指摘がなされている。

しかしながら、疾患関連遺伝子の発見だけでは、本プロジェクトの最終目的であるオーダーメイド医療を実現することは困難であり、これを実現するためには本プロジェクトの継続が必要不可欠であることから、本プロジェクトを“最終的に”終了することを前提とした方針策定は時期尚早であると考え、将来検討WGでは検討を行っていない。

ただし、将来的な課題として検討するにあたって、本WGでは、プロジェクトが“最終的に”終了し、バイオバンクの試料等を広く活用できるようにするには、現行のゲノム指針から考えると試料を連結不可能匿名化する必要があることに留意すべきとの意見が出された。

その後、OECDのガイドラインの原則が紹介され、その四角囲いの下にスキップしますと、上記の「OECDガイドライン」における「10.—Human Biobanks and Genetic Research Databasesの略としてHBGRDが使われていますが、バイオバンクと遺伝学的研究データベースですかね。その中止および試料とデータの処分」に記載されている原則については、バイオバンク・ジャパンには、科学的価値が多分に残されているため、本WGでは10.Cにかかる検討は急がないと、急ぐ必要はないという意見で一致したとあります。

しかしながら、科学的価値がありながらも、運営者がサポートできなくなる可能性、具体的には文部科学省からの財政的支援に関する方針変更などがありうる。その場合、10.Bに示されている別のバイオバンクに統合ないし、他の運営主体に移管するという可能性について検討した。

そして、次のページに行きまして、

本プロジェクトの説明・同意文書においては、保管場所について「遺伝子や血清は東京大学医科学研究所内のバイオバンク・ジャパン施設内に保管され」ること、また財源について「文部科学省からの支援を受けて行っていること」が明言されている。したがって、バイオバンク・ジャパンそのものの移転、あるいは支援組織の変更については、当初の同意の内容から逸脱するものである。また、説明・同意文書においては、「あなたの健康状態の変化について教えていただくために、お問い合わせをさせていただくことがあります」という記載がなされている。これまでに本プロジェクトから試料提供者に対して直接の連絡を取ったことはないが、本WGでは、バイオバンク・ジャパンの移転や管理者の変更は、試料提供者に対して直接再連絡し、変更事項について同意の確認をすべき重大な事項であるとの意見が出された。

なお、OECDガイドラインにおいては、再連絡に関して、以下のような原則とベスト・プラクティスが設けられている。これらに従い、バイオバンク・ジャパンの移転や管理者の変更が発生した場合の、試料提供者への周知方法については、協力医療機関の意見も聞きながら検討する必要がある、現在、ELSI委員会に諮問中である。

したがって諮問を受けているということなのですが、その下の原則のところ、4のところですね。

HBGRDの運営者は、HBGRDの存続期間中に参加者が再連絡を受ける可能性があるかどうか、どのような状況において再連絡が認められるか、ならびにどのような条件に基づいて再連絡の可否を決定するかに関して、明確な方針を定めるべきである。

ベストプラクティスとして、

HBGRDは、再連絡が参加者にとって過度の負担にならないこと、また慎重を要する問題の扱いに関する訓練を受け、かつ研究結果に関して公平な立場のHBGRDの代表者または被指名人によって再連絡が行われることを保証するための方針および手順を設けておくべきである。

といった内容が書かれていて、問題点としては、提供者との接触の要否、必要だとすると接

触の方法あたりが論点であると、この将来計画検討ワーキンググループの報告書では指摘されています。

第1期から第2期に移るときは、第2期でも臨床情報の収集を続けることを目的に、その機会に再同意を得る、あるいは医療機関によっては当初の同意から5年経過した段階で再同意を得るよう提供者・協力者の方と接触し、期間の延長について、お願いといたしますか、情報を提供し、同意を得たわけですが、だんだんそれが難しくなっている状況もあると思います。接触がとれている人は6万人ぐらいということでもよろしいですかね。

【プロジェクト事務局】 採血できている分が6万人ですね。実際には10万人ぐらいいらっしゃる。

【丸山委員長】 10万人ぐらい、まだ連絡があるんですか。

【プロジェクト事務局】 そうですね。来院されています。

【丸山委員長】 そうですか。では、その10万人の方は何とかなるにして、だけど、検体の移動はそれらの方以外についても起こるので、あるいは運営主体の変更は起こるので、その点をどう考えるか、一番の問題はそのあたりになるかと思います。

鈴木さんが席を外されるという予定を伺っているんですが、何か、念を押しておきたいこととか、留意すべきこととかあれば、ご指摘いただければと思います。

【文部科学省】 特に私のほうからは、先ほどご説明したとおりでございますので、それ以上はございません。

【隅蔵総括主任研究官】 1つ、私も申してよろしいでしょうか。

このOECDのガイドライン、私自身はバイオバンクのガイドラインは単に文書として読むだけですけれども、これとほぼ同じ時期につくられた「遺伝子関連発明のライセンスに関するガイドライン」がありまして、私はそれをつくるのにかかわっていました。同じ部局がこれもつくっているのでOECD側の担当者の方とかは同じですけど、そのときの私の乏しい経験から申しますと、OECDでこのようなガイドラインをつくる時は、5年近くかけて、1年に3回ぐらい集まって、1回は2日間みっちり、1行1行、ワンセンテンス、ワンセンテンス検討するというような感じで、ものすごく時間をかけて検討しました。おそらくこのバイオバンクのほうもそうであろうと思うのです。そしてまた、その検討のときは、裏から読んでみるとどう見えるかとか、各国でどういう影響があるかといったことを非常に綿密に、少なくともライセンスのほうは検討をした経験があるのですが、そこから当てはめて考えてみると、この報告書の9ページの10.Cのところに「HBGRDが必要でなくなり、または科学的価値がなく

なったために、中止することが決定された場合」ということが書いてありますけど、これはおそらく、「中止することが決定された場合」とだけ読むべきではなくて、その裏側からすると、HBGRDが必要でなくなった場合、あるいは完全に科学的価値がなくなった場合以外は中止してはいけないというようなメッセージが含まれているのではないかと思うわけです。ですから、この報告書で書かれていることとほぼ同じ立場から申しているのですが、そういう意味ではこの案の中の想定する状況の1番というのは、もちろん可能性としてはゼロではないのでしようけれども、科学的価値が完全になくなるまでは生じない状況なのではないかということで、結論としてはワーキンググループ報告書に書かれていることと同じですが、1番よりは2番のほうを先に検討するといいいのではないかと思います。

以上です。

【丸山委員長】 今おっしゃった1番、2番というのは……。

【隅蔵総括主任研究官】 想定する状況（プロジェクト中止後の取扱い）の①と②です。

【丸山委員長】 そのところですな。

栗山委員、どうぞ。

【栗山委員】 私も1つ1つについて細かく理解していないと思うので、ここで今、発言することは適切かどうか分からないのですが、OECDの10.Cはまさに、必要でなくなり、価値がなくなったためにという以外に、中止するという意味、ものすごく大勢の方々の同意を得て行っている研究をそう簡単に終えてしまっているのか、予算がつかなくなることが、とても違和感を感じます。かといって、それは私たちの検討課題ではないのかもしれませんが、検討しなくてはならないと諮問されていることは別だとはわかりつつ、とりあえず、とても違和感を感じるということだけは発言させてください。

【丸山委員長】 ありがとうございます。それはこのワーキンググループの意見も同じで、10.Cを念頭に置くことはしないということで、10.Bの、科学的価値はあるはずなので、あるにもかかわらず、現行の運営者、あるいは、資金供給者というか、予算措置をしている文科省がサポートできなくなる場合、それを別のバイオバンク、データベース、あるいは別の団体に移転するための努力が払われるべきだと、おそらくこのようになると思うのですが、その際にもやはり提供者とのやりとりが必要になるかもしれない。そのあり方を検討するということが、差し当たり我々の問題でしょうかね。

【文部科学省】 私が①を入れたのは、ただ単にケースがあるだろうと考えただけであって、これをやってくれというわけではなく、頭の整理として、可能性がゼロではないものをすべて

列挙しただけでございます。ですので、先生方おっしゃるとおり、①というのは本来、僕もないだろうと思いますが、ただ、ケースとしては考えられるので、ということでございます。

それから、このプロジェクト自体は文科省のリーディングプロジェクトが大前提になっていますので、運営主体が変わるということは、文科省がお金を出さなくなる、一方でほかの省庁が出すようになるのか、独法にお願いするのか、民間会社にお願いするのか、いろんな形があると思います。そういったことが②のほうにかかわってくると思いますので、その中でどういう手続等々があるのかについて、ご議論していただければと思っています。

【丸山委員長】 栗山委員。

【栗山委員】 ありがとうございます。そうしかないですね。ただ、今おっしゃったような、例えば、ほかの省庁が出すことと、どこかの独法が出すことと、会社というか企業体が受け皿になるのではかなり、提供した側の人の気持ちは変わっていくのではないかと思います。私の理解が、並列的な可能性を考えてしまいましたが、並列的というのは、同じ可能性、同じ割合での可能性を考えてしまいましたが、そうではないということは理解しました。

【丸山委員長】 東京大学医科学研究所でバイオバンクを運営するということは、制度的・法的には文科省の委託事業ですから文科省が実施しているということなのですが、現実には東大医科研でなされているというところだけが違って、ほかの大学とか理研とかが運営主体になる、しかし資金は結局は文科省から出ているというようなことも、あり得るかと思ういます。内閣府が担うにしても、内閣府は実行部隊にはならないことが多いですね。どこかの省庁が担当することが多いみたいなので、ですから、直接の主体が、ほかの大学なり、理研なり、あるいはほかの研究所なりになるということがある場合でも、予算の出もとは同じかもしれない。

【文部科学省】 予算の出もとがどこになるのか、そこはわからない。ただ、少なくともこのプロジェクト名でこのプロジェクト予算というように出されるのかどうかということはあると思います。例えば、ほかのもうちょっと大きなオールジャパンのものをつくるので別の予算を立ち上げてとなりますと、文科省からはありますけれども、このプロジェクト名自体がなくなるということもあり得ると思いますし、そういったケースを考えると多分いろんなパターンがあるとは思いますが。そういった根底のところ、リーディングプロジェクトで実施しているところがなくなってしまう場合どうなる、というのはあるかもしれません。

【丸山委員長】 そうですね。2の検討の前提の(1)のところの①と③あたりが変更になる可能性は、結構あるということですね。①は変わるかもしれないですね。

【文部科学省】 いや、いろんなケースがおそらくあると思うのです。変な話ですけど、こ

これは、亜流になるかというか、ちょっと発展形のような形になるかもしれませんが、例えば、これが一回検討されていると、文科省のリーディングプロジェクトで実施していて、なおかつ文科省が維持予算をつくるのだけれども、東大医科研ではない、つまりバックアップを別の場所につくる、場所だけが変わるとか。発展形としていろんなパターンでこれを検討されると、それがつくれるかなと思っています。それから、これはあるかどうかわかりませんが、東北と合同になるとかですね。その場合に、バックアップとして機能するのか、東北と同じ扱いになるのかは、多分いろんなパターンで、(1)の前提の①、②、③のどれが欠けて、どれが残るのかというような形で、非常に様々なバリエーションができる。ただ、少し頭の整理をすると下の参考図のようになるのではないかなと思って、ちょっと考えてみたというところでございます。

【丸山委員長】 ありがとうございます。それにしても、①、②、③のどれか、あるいは複数のものが変わる、大幅に変わるということになると、やはり提供者とアクセスすることを考えないといけないのでしょうか。

【文部科学省】 そう思います。それが直接なのか、代表的なといいますか、掲示等がいいのか、すみません、私も事の重大さがわからないところもありますし、前回、追跡調査のときにもコンタクトの方法は病院の間でさまざまあったと聞いていますので、その辺も一つ影響してくるのかなということが印象的にあるものですから、ご議論いただければと思っています。

すみません、中座します。よろしくお願ひします。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

今、企画官の鈴木さんからご説明いただいたところですが、将来計画検討ワーキンググループのトーンとしてはたしか、第2期で終わるのではなくて、第3期をねらおうということだったですかね。ですから、先ほどもありましたように、このバンク、それからデータベースが必要でなくなり、あるいは科学的価値がなくなったということはない、そういうことで中止することは考えないということ……。

【羽田委員】 その点でどうしても、これを完全にそうだと決めつけてしまわないほうがいいような気がします。

【丸山委員長】 それはそうです。

【羽田委員】 というのは、技術の発達に応じて、今のサンプルがどういうことに使えるかは、経時的にどんどん変わってくると思います。その場合に、100かゼロかではなくて、この価値が70になった、60になった、この技術が発見されたのでまた90になったとか、

そういった評価というのは、利用者というか、運営主体がある程度きちんと調べて公表する義務があるのではないかと個人的には思います。このバンクを設立するに当たっては提供者が一番貢献しているわけですけど、維持ということになると、税金ですから、国民、納税者が払っていることになるので、その方たちへの説明はやっぱり必要なのではないかなと思います。

それから、バイオバンクは確かに血清もDNAもきちんと集めています。これだけシステムチックに集めたのは日本で初めてのことだとは思いますが、ただ、臨床情報その他に関しては完璧ではないですよ。そうすると、今からの研究に十分貢献できるのかどうかは、100%イエスとは言えない部分もあるかもしれないので、それも含めた、自己評価というか、ある程度の評価を求めるということは必要なもので、10.Cは最初からないというよりも、10.Cはありながらも、その価値はどんなものかということを経験者の方たちに何年か置きに宣言をしてもらいたいとか、書いてもらいたいとかいうことは必要ではないかなと思います。今の議論だと10.Cは最初から念頭にないという話ですが、そうじゃないというような気がします。

【丸山委員長】 確かにそうですが、そういうことをバンク側から伺うということで、一度、久保先生にご意見を聞く機会があればいいかなということと、それから、この先、10.Cの場合も出てくるということは確かにそうですが、今検討するのは第2期の終わりに当たってですね。ですから、この先1年ぐらいの時点から検討した場合の価値ですね。

【羽田委員】 個人的には、2期が終わった時点でもうこんなものは要らないということはあり得ないというのは、確かにそう思います。だから、できるだけお金のかからない方向で継続的な維持が得られるようにするというのは、非常に重要かと思います。

【丸山委員長】 そうですね。この後どういう方法で検討をするかということですが……。

【栗山委員】 この後どんな方法で検討するかに関して、今、羽田先生のお話を伺って、なるほど、そういう考え方もあるとか、さっき文科省の方がおっしゃったような、どこかに吸収されてバックアップ機能になるかとか、今おっしゃったようなことって、聞かないと想像できないので、可能性について、まず私は知りたいと思います。検討する前の段階として、ここに書いてあることを集約すると下の表になるとおっしゃったのかもしれないのですが、この表の中身はいろいろあるわけですね。例えば、別に移るといったときに、東京大学から〇〇大学となっていますけど、今のお話に出たのは、例えば東北メディカル・メガバンクでしたっけ？ そうしたら、東北大学なのか、大学に移るのか、それとも、あれも何かの予算で動くことになるわけですね。だから、そういう幾つかの可能性について、全く想像できないので、皆さんが考えていらっしゃる想像できる範囲をちょっと教えていただきたいと思います。

【丸山委員長】 可能性としてどういうものが考えられるか、ちょっとプロジェクトのほうから、今日というわけではないですけど、次回以降、久保先生から、どういう可能性が考えられるか。個人的には、検体を移動させることは非常に難しいような……。

【プロジェクト事務局】 難しいと思います。

【丸山委員長】 ええ。ですから、主体は変わっても委託を受けてあの場所で保管を続けるというイメージが強いですけれどね、残すとすれば。

【プロジェクト事務局】 そうですね。キャパシティから考えると、ほかのバンクのものを全部受け入れることは可能かなという、そもそも何でそんなむだな投資をやっているのだろうという気はしますけど。

【丸山委員長】 ええ。だから、そのあたりも含めて。

【栗山委員】 そのように言われるとちょっと想像がつくのですが、多分、言われないと全然想像がつきません。

【丸山委員長】 きょうは欠席ですけども、増井委員はサンプルを移動させたこともご経験としておありだと思いますから、さっき言いましたように想定はちょっとできないのですが、サンプルを移すというようなことが必要となった場合、どんなに大変か、あるいは……。

【プロジェクト事務局】 移動のリスクは相当あると思いますね、温度をずっと保っているのです。

【丸山委員長】 そうですね。

【栗山委員】 例えば、今回の東北の災害のことを考えれば、1つのところに集約しておくほうがいいのか、メインはいろいろなところに移る、あるいはオールジャパンをつくるにしても、幾つかのところに検体を保存しておくことは、劣化のことも考えないといけないのですが、大事な気がします。だから、バンクに余地があり、そこで受け入れるということは想像ができますので、何かそんなことを幾つかおっしゃっていただけると。

【丸山委員長】 いろいろ考えることはあると思うのですが、我々の検討の対象かどうかというようなこともあるのでしょうか。東北の復興も重要ですけど、インドネシアを見ていると、再び地震ということも冷徹には考えないといけないでしょうか。だから、どこに検体を置くかということも慎重に考えるべきでしょうか、そういうことまでここで考える必要はないかと……。

【文部科学省】 少し修正させていただきたいのですが……。

【丸山委員長】 お願いします。

【文部科学省】 今ここで求めているのは、あくまでも今の同意書の範囲で、ほんとうに仮ですけど、検体の移動とか、もしくは実施主体が例えば厚生労働省に変わったりとか、そういったケースを想定した場合、今の同意書においてどういう課題が発生するのか、そういったことについて議論をしていただきたいのであって、具体的にどこの場所に移すかとか、そういうことを求めているわけではありません。

【丸山委員長】 よくわかります。

【北澤委員】 それはそうですよね。

【栗山委員】 それはわかる。

【丸山委員長】 だから、ある程度そのイメージがつかないと、再同意が必要なほどの変化を想定すべきなのか、それとも、直近では生存調査のように掲示だけで済ませる程度の変更で今後も事業が続くのかというあたりのイメージがちょっとわかかなかったので、いろいろご意見が出たのだらうと思います。

【栗山委員】 はい、そうです。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

【北澤委員】 机上配付資料3のワーキンググループ報告書は案になっていますけれども、これはこの後どのようにして正式な報告書になっていくのでしょうか。かなり完成に近い状況のように見えるのですが、これはまだ案ですね。

【プロジェクト事務局】 ほぼ最終版ですね。

【北澤委員】 ほぼファイナル？

【プロジェクト事務局】 今回の評価委員会に参考資料として提出されているバージョンです。

【丸山委員長】 これは報告という形で推進委員会にも提出されましたので。

【北澤委員】 これは一応、このワーキンググループでの報告書としてよいということですね。

【丸山委員長】 この後、ワーキンググループはまだ存続しているのでしょうかね。何か、解散したようなイメージもあるのですが。

【北澤委員】 10ページで「本WGでは、バイオバンク・ジャパンの移転や管理者の変更は、試料提供者に対して直接再連絡し、変更事項について同意の確認をすべき重大な事項であるとの意見が出された」とありますので、ELSIでは、こういう報告書も受けて、具体的にもう少し、どういう移転とか、どういう管理者の変更だったら、どの程度の強さで、再同意だ

とか、説明の仕方を変えていけばいいのかと、そのあたりについて議論せよというイメージでよろしいですかね。

【丸山委員長】 そうですね。どんなことが起こり得るかについて鈴木さんのほうはかなりいろんな可能性を考えられたのですけど、全く廃止というようなところまで選択肢として挙げられるのであれば東北メディカル・メガバンクとの連携も考えるということで、さっきの移転、それから場所をどこにするかも科学的にはよく検討をしないといけないということになったのですが、そちらにのめり込むのは我々のフィールドではないので、そこをどうしますかね。

【北澤委員】 実際、このプロジェクトに最初に参加者の方が同意をした時点では、このプロジェクトが将来的にどうなるとか、あまり考えずに同意をされた方も多かろうと思います。まず、どうなっているのかということについて説明をして、今このような状況ですがどうかというような形で直接再連絡して同意の確認をすべきといったことを考えるということでしょうかね。

【丸山委員長】 これも委員会としてそういう意見だという書き方はしてなくて……。

【北澤委員】 してないですよ。「意見が出された」と書いてあるから、そこでこのワーキンググループが合意したということとも読めないですものね。

【丸山委員長】 ええ。

【森崎委員】 このE L S I 委員会にふられた事項についてですが、今言われたように、この報告書では、現時点では案なのかもしれませんが、直接再連絡をして確認をすべきという意見が全体の結論ではなくて、そういう意見があったということだと思うのですが、その次のところの書きぶりですが、O E C D ガイドラインの中で再連絡に関して規定されている事項というのは、必ずしもこういう状況での再連絡ということを想定してつくられた原則あるいはベストプラクティスではないと私は理解しています。あるいは、逆に言うと、そういうことも含めてこの文言ができたかどうかはおそらく最終的なガイドラインよりはその前の議論の中を見たほうがいいと思うのです。これ自身は別に、やめるとか、やめないとか、同意の中の細かい文言がどうだったかについて確認をするときに再連絡を受けるというよりは、ベストプラクティスの中にあるように、個々の参加者全員ではなくて、個々に何らかの情報提供をするような再連絡ということ想定した内容なのではないかと私自身は今思っています。それはこの検討の中での原則ができる、ガイドラインができるまでの過程というものをある程度吟味しなくてはいけないのと、O E C D もそうですけれども、この国際ガイドラインはどちらかというと文言はそのまま書いてあることを、例えば再連絡ということについて全部を規定しているというよ

りは、考え方の基盤を記述するという形で書かれているものが多いので、ここの引用のところで「再連絡に関して、以下のような原則とベスト・プラクティスが設けられている」ことについてここに直接適用すべきものかどうかというのは、当然この場でも十分検討をする必要があるだろう。逆に言うと、その前段で「意見が出された」ということで、そうすべきだという結論ではないと自分自身も思っていて、ここでこういう状況は何らかの形で公表することは当然必須ですけれども、個別に全部、再同意という形の事情かどうかは、もちろんその方向がどういう結論になったかということにも依存はするでしょうし、この文言をそのまま読むと、例えば、場所が変わることはないにしても、出資主体が変わると個別に同意をとらなきゃいけないんだというようにも読めてしまうのは、ちょっと違うのかなという気がします。もちろん、それも含めてここで議論をすべきだと理解していますけど。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

【隅蔵総括主任研究官】 実際に可能性の一番高い方法としては、例えばですけど、多くの人が見る方法で掲示するという方法をとった場合に、その方々が当初ごらんになっていた同意書と引き比べてどこの部分が問題になるのか、そして、その問題というのはオーバーカムできる程度のものなのかどうかといったところから始めるのが、現実的な方法ではないかなと思いました。

【丸山委員長】 そうですね。ありがとうございます。

これまで生存調査の検討あたり当初の説明文書の検討から出発したと思いますので、今、隅蔵さんがおっしゃったところから始めるのが妥当かと思えますし、その前の森崎委員のご発言も、どういう場合に再連絡をすべきかということについて、前回の包括同意でも記したところですが、あらかじめ検討をしておくことが望ましい。それが十分できていないので、今検討することになっているかと思えます。

ほかにご意見なければ、きょうは問題提起がなされたということで、次回以降検討を深め、可能であれば、大学の講義がもうそろそろ終わりの時期ですから、プロジェクトからどなたかお呼びし、お考えを教えていただければと思います。それから、当初の説明・同意文書を見ながら議論することもしなければならぬ作業かと思えます。OECDガイドラインも、原文もにらみながらということが必要かもしれませんが、原則の4.Dあたりはこういうことなのでしょうね。どういう場合に再連絡が認められるか、求められるかについて、あらかじめ決めておくべきであると。以上、次回以降の議論の課題にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、きょうは問題を投げかけられて、それから、少し質問をお出しいただき、意見を出し

ていただきました。先送りということになります、そのようにしたいと思います。

では、議題（１）に戻りまして、議事録の確認について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 議事録のほう、資料１としまして、前回、先生方にお示しをし、その後も確認いただきました、３８回のＥＬＳＩ委員会の議事録を提出させていただいております。こちらにつきましては、前回委員会後、丸山委員長と森崎委員から字句の修正等々の指示がございましたので、その対応をいたしまして、本日お配りいたしております。

それから、机上配付資料１としまして、前回３９回のＥＬＳＩ委員会の議事録案をご用意させていただきました。こちらにつきましては、委員の皆様方にいま一度ご確認いただきまして、修正等ございましたら、７月６日金曜日までに事務局までご連絡をいただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

では、今ご説明いただきましたところに従いまして、資料１の３８回委員会の議事録については、これで確定ということで扱わせていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【丸山委員長】 では、そのように扱わせていただきます。ありがとうございます。

机上配付資料１のほうの３９回委員会の議事録については、今、木下さんから依頼がありましたように、７月６日までに、もし必要がありましたら、ご連絡いただければと思います。

これについて、ご質問等ございますか。

なければ、次に、議題（２）について見ていきたいと思えます。前回お示しして、ご意見いただいたところに従いまして、私のほうで加筆いたしました。

１つは、環境要因のところを注に落として、少し加えました。前回のご意見を踏まえて、このようなことが文献には書かれているという表記の仕方で示したつもりです。それが１つ。

それからもう１つは、裏の２ページ目の３行目ですが、全ゲノムシーケンスについて実施する場合には、そのことについて同意を得ることが望ましいと指摘したものでありますけれども、前回、田村さんから、エクソームについてはどうかとの指摘がございまして、それを踏まえて、全ゲノム・全エクソームと。羽田委員がご指摘のように、言葉としてはomeで全という意味ですけれども、英語圏でもwholeをgenome、exomeにつける場合もあるようですので、日本語でも、くどいですが、念押しのためにつけて、そのような解析をする場合については、協力者・

提供者に説明をする必要があると記載いたしました。このところは、前回の委員会を踏まえて、そのとおり文章化したということでもあります。

このプロジェクト全体として7月13日に評価を受けることになっています。口頭での審査がありますので、活動の一つとしてこういうものをつくりましたという報告をしたいと思えます。与えられた時間が10分ですので、どこまでできるかはちょっと検討をさせていただきますが、活動の成果の一つとして提示したいと考えております。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、議題（2）については、報告をしまして、了解いただいたことにしたいと思えます。また何かありましたら、今年度の報告書におさめる際に改訂を加える余地はありますので、お気づきの段階でご指摘いただければと思えます。

次、議題（4）ですが、成果とりまとめの進捗状況について、昨年度、委員の皆様にご検討いただいてご報告いただきました第1期、第2期のE L S I 委員会の成果取りまとめについて、そのうちの、各委員、それから、元委員、研究チームの方の報告書ですね。検討テーマの原稿の締め切りを8月末に設定しております。冬の段階でお願いしましたところを机上配付資料5に記しております。表が委員の割り当て、隔蔵委員につきましてはお立場の点で、位置づけとしてはどうなるのか、報告書を取りまとめる段階で検討したいと思えますけれども、内容については委員のときと同じように書いていただくことをお願いし、隔蔵先生にもご了承いただいております。

それから裏のほう、研究班のメンバーの先生方、それから元委員の方についてお願いすることを予定しております。掛江元委員については、辞退したいということで、ちょっと考えたのですが、ご本人のお気持ちが変わらなければ辞退されても仕方がないかなと思えますが、可能であれば考え直していただくように依頼してみたいと思っておりますので、その可能性をお認めいただきたいと思えます。

表のほう、我々のほうですが、8月末締め切りということで、400字にしますと20枚から25枚で、我々の分野だと1つの論文の長さぐらいということになるのですが、これについて何か進展とか変更とかありましたらご報告いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

【北澤委員】 実際には、原稿を書いてみて、先生方にも読んでいただいて、さらに修正するという手順でファイナルにしていくという、そういうイメージでよろしいですか。

【丸山委員長】 ええ、そうですね。

【北澤委員】 まだ自分の分はできてないのですが、できた場合は、それはだれに送れば？

【事務局】 事務局のほうに送っていただければと。

【北澤委員】 わかりました。

【丸山委員長】 ほか、よろしいですか。

栗山委員、どうぞ。

【栗山委員】 この量にちょっと……。物を書いたことがないわけではないですが、今のところまだ書いてないので、8,000字というのは程度ですよ。

【丸山委員長】 はい。栗山委員については、発言をたくさんなさっているので、それを起こすだけで文字数は大丈夫だと思います。

【栗山委員】 ありがとうございます。

【丸山委員長】 ほか、ございますか。

6月も終わりですので、7月、8月、あと2カ月ちょっとになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【栗山委員】 先生、全然違ひう話ですが、過去のE L S I 委員会メンバーは、これは当時とこのことでしょうか。

【丸山委員長】 所属ですか。

【栗山委員】 はい。

【丸山委員長】 現在のことですか。

【栗山委員】 現在だと多分違ひうていて、菱山さんとか。

【丸山委員長】 菱山さんは最近違ひりましたね。

【栗山委員】 加藤先生も阪大に。

【丸山委員長】 そうですね。

【栗山委員】 あとは存じ上げないですが、気がついたので。

【事務局】 加藤和人先生ですね。

【栗山委員】 はい、加藤和人先生は大阪大学に。

【事務局】 失礼しました。

【森崎委員】 京都と兼任ですけどね。

【栗山委員】 兼任ですか。

【森崎委員】 はい、C i R Aのほうは残っていますよ。

【栗山委員】 そうですね。菱山先生はどこに？

【森崎委員】 委員会ではないけど、辰井先生も立教大学に。

【栗山委員】 そうだ。辰井先生もそうです。

【事務局】 そうでした。失礼いたしました。

【丸山委員長】 加藤先生は、変わられて、今、日本大学ですね。

【事務局】 はい。私をご連絡をとらせていただいたのは、日本大学のほうでした。

【丸山委員長】 武藤さんの所属はこれでよろしいですか。

【事務局】 はい。

【丸山委員長】 そうですか。大事なご指摘いただきまして、ありがとうございます。

では、また次回もおそらく確認させていただくことになるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、議題（５）ということで、その他事項なんですが、プロジェクト事務局のほう、何かございますか。

お願いします。

【プロジェクト事務局】 7月14日の土曜日ですけれども、午後1時から5時にかけて、メディカルコーディネーターの講習会を開催いたします。内容は、オーダーメイドのプロジェクトとは別の予算で、次世代がんの薬物療法のほうのプロジェクトと連携する形で行います。47疾患をもとに集めたがんの13疾患と薬疹、全部で14疾患だけを対象に、秋ぐらいからスタートして、今年度いっぱい、約半年間になりますけれども、新規のインフォームド・コンセントをして患者さんの新規登録を始めます。それに伴いまして、今まで5年間とめていた新規のICを再度始めますので、業務フローの説明などする予定です。実際に今、インフォームド・コンセントのパフレット等を開発中、製作中でして、予定では9月末ぐらいにインフォームド・コンセントのパフレットを完成させる目標で、準備をしています。途中でELSI委員の先生方にご意見を伺わせてさせていただきたい、ご相談させていただきたいと思っております。まだこの後のことは準備段階ですけれども、インフォームド・コンセントのパフレットが完成次第、実際にそのインフォームド・コンセントのパフレットを使ったMC講習会、第1期のときにも初年度に行っていた修了証を発行するような内容のインフォームド・コンセントに特化した講習会を秋から、新規のメディカルコーディネーターの養成する目的のもと実施する予定でおります。

以上です。

【丸山委員長】 ありがとうございます。7月14日になさるということで、これは傍聴は可能ですか。

【プロジェクト事務局】 はい。後ほど公衆衛生協会さんのほうから詳細な場所等の連絡を

させていただきます。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

【事務局】 これまでどおり交通費の支給等をさせていただきますので、改めてご案内をいたします。

【丸山委員長】 お願いいたします。

【森崎委員】 今のことについて、質問してよろしいですか。

【丸山委員長】 お願いします。

【森崎委員】 山下さんにお伺いしたいのですが、新規 I C を用いてリクルートするのは、医療機関としては……。

【プロジェクト事務局】 現在の 1 2 医療機関です。

【森崎委員】 1 2 医療機関。

【プロジェクト事務局】 がんが中心になりますので、がんの疾患が少ない病院については、行わないところが出てくる可能性はあります。今、調整しております。

【森崎委員】 スタートの段階の構想としては、既に走っているというか、参加をしている医療機関はそのまま、予算的には違うのだけど、乗っかるという形を想定されている。

【プロジェクト事務局】 そうです。何件ぐらい行いますという申告の件数に合わせて、理化学研究所が各医療機関と契約して、お金が流れるといった契約形態になります。

【丸山委員長】 バイオバンク・ジャパンで集めたサンプルは、次世代がんでは使わないのですか。

【プロジェクト事務局】 研究としては使っています。

【丸山委員長】 研究としては使うのですね。そうになると、バイオバンクの維持経費をこちらからというのも、可能性としてあるような感じもしますね。

【プロジェクト事務局】 2つのプロジェクトが走っていればですね。

【丸山委員長】 ええ。そのあたりも今後教えていただければと思います。

以上、プロジェクト事務局からご報告いただきました。

では、今度は事務局のほうから、ご報告あるいはご説明等あれば、お願いします。

【事務局】 事務局のほうからは、次回の委員会のご案内のみです。次回、第 4 1 回の委員会、平成 2 4 年度の 4 回委員会となります。日時は、7 月 2 4 日火曜日、1 5 時半からを予定しております。場所は、同じく文科省さんの会議室を押さえていただく予定であります。ご案内のほうは改めてさせていただきますので、出席方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【丸山委員長】 よろしくお願ひします。

では、ほかにご発言ございましたら出していただければと思います。こちらで用意しました議事は、以上でございます。

よろしいですか。

では、きょうの委員会はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。また、引き続きよろしくお願ひいたします。

— 了 —